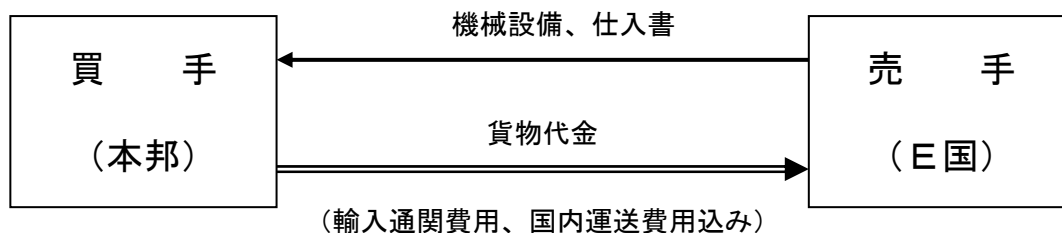


2. 売手に支払う輸入通関諸費用等



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から機械設備を購入（輸入）します。

当社は、売手が負担する本邦の輸入通関諸費用及び輸入港到着後の国内運送費用の費用を含む仕入書価格の総額を売手に支払います。

なお、これらの費用の額は、当社宛てに送付された仕入書と請求元からの請求書により明らかにすることができます。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う輸入通関諸費用及び国内運送費用は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う輸入通関諸費用及び国内運送費用は、「輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」と認められ、その額を明らかにすることができますので、現実支払価格に含まれません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

ただし、「輸入貨物の輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用」は、その額を明らかにすることができる場合、現実支払価格に含まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4第2号

関税定率法基本通達4-2(3)ホ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）